

地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合 気仙沼地域福祉事業所すろーらいふ 運営規定

(事業の目的)

第1条 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が開設する気仙沼地域福祉事業所すろーらいふ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（共生型）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次のとおりとする。

- 1 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援護を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名所等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 : 気仙沼地域福祉事業所すろーらいふ
- 2 所在地 : 宮城県気仙沼市台 249 番 3
- 3 電話番号 : 0226-25-7281 FAX (25-7291)

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者 兼 看護師（機能訓練指導員） 1名 （常勤）
管理者は、事業所の従事者の管理及び常務の管理を一元的に行う。
看護師は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- 2 生活相談員 1名以上 （常勤）
生活相談員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助などの生活指導を行う。

- 3 介護職員 2名以上 (常勤)
介護職員は、日常生活上必要な介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
ただし、8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日までを除く
- 2 休業日 土曜日、日曜日、祝日
- 3 営業時間 8時30分から17時30分
ただし、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。
- 4 サービス提供時間 9時00分から16時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

(生活介護利用者と合わせて) 定員15名

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関する事。
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排泄の介助、移動・移譲の介護、養護、その他必要な身体の介護。
- 2 入浴に関する事。
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
衣類着脱の介助、身体の清拭、養護、その他必要な身体の介護。
- 3 食事に関する事。
すべての利用者に対し、食事を提供する。
配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助。
- 4 機能訓練に関する事。
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行う。
- 5 アクティビティ・サービスに関する事。
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操。

6 送迎に関すること。

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

車両への移動・移乗介助。その他必要な介護。

7 相談・助言に関すること。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業所との連携等)

第8条 指定居宅支援事業所との連携は次のとおりとする。

- 1 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者または指定介護予防・日常生活支援総合事業者（以下「指定総合事業者」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、該当利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域などを勘案し、利用希望者に対して通所介護または指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「通所介護等」という。）の提供が困難と認めた場合、該当利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 個別援助計画の作成は次のとおりとする。

- 1 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、該当計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法第52条2項の規程により、利用者に変わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録所に記載する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払の方法)

第11条 指定通所等の利用者及び支払の方法は次のとおりとする。

- 1 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介

護等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護に通常要する時間を超えて指定通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、下表に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に関する同意を得る。
- 4 指定通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

食事費	1食につき 650円
おむつ代、レクリエーションにかかる費用	おむつ代 100円、パット代 50円 (利用者が希望した場合に提供)
事業実施地域外への送迎（交通費）	事業実施地域外を超える地点から片道 30円／1Km
時間外サービス	1時間につき 1500円（消費税込）※実費負担を除く
制度外サービス	要介護に応じた1回あたりの10割負担相当金額

（通常の事業の実施区域）

第12条 通常の事業の実施地域は、気仙沼市内の区域とする。その他の地域は別途相談とする。

（契約書の作成）

第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第14条 緊急時における対応は次の通りとする。

- 1 通所介護従事者は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第15条 非常災害に関する具体的計画を別途定める。又、非常災害に備えるために避難・誘導・救出その他必要な訓練を定期的に行う。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理及び従事者の健康管理等）

第17条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第18条 サービス利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。
- 2 機能訓練を行う際は、今までの理学・作業療法等の経過説明を受け、禁止事項があれば事前に確認し、事故等が無いよう十分に留意するものとする。
- 3 送迎サービスを利用する際は、事前に職員から車両や送迎方法・時間等の説明を受けるものとする。
- 4 事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意または重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の負担により修復するか、または相当の対価を支払うものとする。
- 5 事業所及び従事者並びに他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。
- 6 事業所は、利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族の協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとする。

（相談・苦情対応）

第19条 1 指定地域密着型通所介護（指定予防通所介護）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故処理)

第 20 条 事故処理対応は次のとおりとする。

- 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護（指定予防通所事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 その他運営についての留意事項は次のとおりとする。

- 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - 1 採用時研修 採用後 2 カ月以内
 - 2 継続研修 年 2 回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

- 5 事業所は、指定地域密着型通所介護（指定予防通所事業）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年は保存するものとする。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

改 定

平成30年5月1日

平成31年4月1日

令和2年8月1日

令和4年1月1日

令和5年4月1日

令和7年4月1日